素材等検知業務請負要領準則の制定について

平成4年4月3日 4林野業一第25号 林野庁長官より各営林(支)局長あて

平成9年3月31日 9林野管第43号

平成11年2月26日 11林野管第25号

平成15年6月11日 15林国業第39号

「最終改正」 平成20年8月1日 19林国業第257号

製品生産事業により生産された素材等の検知業務の請負について、別紙のとおり「素材等検知業務請負要領準則」を定めたので通知する。

各森林管理局長は、これに基づき管内の実情を加味して内容をさらに具体的に規定 した素材等検知業務要領を定めて、素材等検知業務請負の円滑かつ的確な実施を図ら れたい。

なお、森林管理局において、素材等検知業務請負要領を定めた場合は、速やかにその内容を報告されたい。

素材等検知業務請負要領準則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この準則は、製品生産事業により生産された素材等の検知業務の請負に関し、 森林管理局長が要領を定める場合の基準となる事項を定めることを目的とする。

(検知業務の範囲)

第2条 この準則が対象とする検知業務の範囲は、製品生産事業によって生産された 素材、薪、末木枝条、根株等(以下「素材等」という。」の形量、計測(日本農 林規格に基づく素材の長さ及び径の測定)、樹種別区分、品等・品質の区分格付、 表示(層積検知にあっての測定個所の明示を含む。)、野帳等(素材はい積検知野 帳等)への記入、材積計算及び集計業務とする。

(検知業務請負の相手方)

第3条 検知業務請負の相手方は、素材の検知業務請負を実行することを目的として 組織された団体又は委託販売における問屋業者等であって、素材の検知業務に関 する2年以上の経験及び検知業務に関する技術を持つと認められる者(以下「検 知業務技術者」という。)を有するものとする。

(検知業務等に関する講習の受講)

第4条 検知業務請負者は、森林管理局長、森林管理署長又は支署長(以下「森林管理局長等」という。)が必要と認めた場合には、森林管理局長等が主催する検知業務等に関する講習を検知業務技術者に受講させなければならない。

(検知請負業務の場所)

- 第5条 検知請負業務の場所は、山元巻立はい検知及び概算売払材(同時販売材を含む。)検知にあっては山元土場、最終巻立はい検知にあっては最終土場(森林管理署貯木 場及び市売市場等)とする。
 - 2 前項により難い場合は、森林管理局長等が指定する場所とする。

(野帳類及び検知用器具等)

- 第6条 森林管理局長等は、検知に用いる計測器具等(検知尺、巻尺等)の規格を別 に定めるものとする。
 - 2 森林管理局長等は、必要に応じ前項に定める規格に合格した計測器具等を検 知業務請負の相手方に貸与することができるものとする。

- 3 監督職員(「素材検知業務請負監督・検査要領準則」(平成4年4月3日付け4林野業一第26号林野庁長官通知。以下「監督・検査要領」という。)に基づき森林管理局長が定める要領により任命された監督職員をいう。以下同じ。)は、時期を定めて貸与した計測器具等の点検をするものとする。
- 4 森林管理局長等は、材積計算書、集計表その他契約履行に関して必要な帳票等(以下「帳票等」という。)をあらかじめ検知業務請負の相手方に支給するものとする。

(検知業務請負の完了届)

- 第7条 検知業務請負は、次に揚げる時点ごとに前条第4項の規定により森林管理局 長等から支給を受けた帳票等の様式に基づき、当該請負に係る業務の全部又は一 部の完了届を森林管理局長等に提出しなければならない。
 - (1) 山元巻立はい検知にあっては、原則として当該巻立土場のはい積が終了した 時点
 - (2) 最終巻立はい検知にあっては、はい毎のはい積が終了した時点(日単位)
 - (3) 概算売払材検知にあっては、引き渡しが行われる日

(検知業務請負の監督及び検査)

- 第8条 検知業務の監督及び検査については、監督・検査要領に従って行うものとする。
 - 2 検知業務請負者は、監督職員の指示に従って検知業務を実施するものとする。
 - 3 森林管理局長等は、検知業務請負の検査を行うときは、相手方の立会を求め なければならない。
 - 4 森林管理局長等は、検査の結果に基づき、検知業務請負者に対して必要な措置を命ずることができる。

第2章 検知請負業務の実行

(検知業務の実行者)

第9条 素材等の検知は、検知業務技術者又はその直接の指導を受ける者に行わせる ものとする。

(素材等の検知)

- 第10条 山元土場、最終土場等に搬入された素材等については、原則として搬入され た当日内に検知を完了するものとする。
 - 2 検知に当たっては、素材等の樹種別区分、長さ及び径の測定並びに品等の格付を行い、野帳に記録し、原則として野帳の記載内容と素材等が照合できるよう 木材チョーク等で木口に長径級及び品等を表示するものとする。
 - 3 検知の結果、採材寸法に定められた長さ未満又は長さを超える素材が発見されたときは、監督職員に連絡の上、その指示に従うこととする。

(野帳との照合)

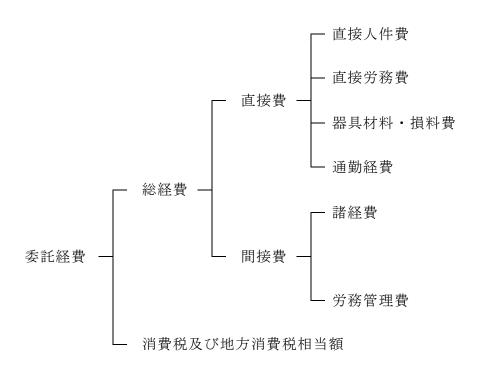
- 第11条 山元巻立はい検知及び最終巻立はい検知については、はい毎に野帳を作成するものとする。
 - 2 概算売払材検知については、トラックー台毎等に野帳を整理作成し、野帳が 素材と照合できるよう、素材の木口等への表示を行うものとする。

(材積計算)

- 第12条 素材の材積計算を行う場合にあっては、材積表により算出し、はい毎に集計 を行うものとする。
 - 2 概算売払材検知については、トラック毎等に集計するものとする。

(検知請負業務の予定価格の構成)

第13条 検知業務請負の予定価格の構成は、次のとおりとする。



第3章 その他

第14条 森林管理局長は、この準則に基づき管内の実情を加味して素材等検知業務請 負に関する要領を作成するものとする。

なお、この準則によりがたい事項については、あらかじめ林野庁長官と協議 の上森林管理局長が定めるものとする。